

第17回 定例総会議事録

1. 日 時	令和4年8月10日（水）午後2時30分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階 801会議室
3. 出席委員	
14名	1番 朝末野 清 2番 阿部 清 3番 大野 功二 4番 平山 孝行 5番 得丸 芳昭 6番 齊藤 耕一 7番 秋吉 和行 8番 加藤 隆生 9番 齊木 清範 11番 脇 文夫 12番 筒井 昌一 13番 二宮 ナミ子 14番 中園 公雄
4. 欠席委員	
1名	10番 長尾 栄作
5. 事務局	
	事務局職員 4名
事務局	ただいまより第17回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝末野会長からご挨拶をお願いいたします。
	(あいさつ)
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第17回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は13名、欠席者は1名。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

委員一同	異議なし
議長	それでは、議事録署名委員に6番 齊藤委員さん、12番 筒井委員さん、書記は事務局の今田さんをお願いします。
議長	まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請についてです。1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターより南東へ約1.1kmの距離に位置した農地であり、現地は草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクターを2台、自走式草刈機を1台所有、トラクター1台を導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約56aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次の2番は9ページ 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画のための審議 1番と関連がありますので、まず、1ページ 2番について植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告して下さい。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立田尻小学校より南へ約1.4kmの距離に位置した農地であり、現地の3筆はカキ、スモモ、ウメ、ハウレンソウ、1

	<p>筆はビワ、スモモ、1筆はウメ、ビワ、カキ、豆が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において2筆はニンニク、自然薯、1筆はプラム、1筆はカキ、1筆は果樹を栽培予定です。農機具は草刈機、耕運機を各1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は利用権同時申請分を併せて約34a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>続きまして、関連する9ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地踏査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
9番齊木委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次小学校より北西へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地では水稻を栽培します。農機具は、草刈機、耕運機を各1台借用しています。利用権設置後の経営面積は、3条同時申請分と併せて約34a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
5番得丸委員	<p>贈与となっていますが、所有者と譲受人は親子ですか？</p>
事務局	<p>親子ではありませんが、これまで譲受人が経営する会社が申請地の草刈りをしており、所有者より貰って欲しいとの依頼があったとのことです。関連する9ページの1番は親子となります。3条申請の下限面積が足りない分を親子間で利用権設定をし、3反を超える申請となりました。</p>

議長	他にありませんか。
委員一同	ありません。
議長	はければ2ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番脇委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、井野辺病院より2筆は北へ約400mの距離、2筆は北西へ約500mの距離に位置した農地であり、現地の2筆は水稻が栽培され、2筆は草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は農地所有適格法人で、申請地においてニラを栽培予定です。農機具はトラクター、軽トラック、1tトラック、軽バン、ハイエースを各1台、草刈機を3台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約294a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ3ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは、現地調査報告と地区審議会での意見を一括して報告してください。
3番大野委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立坂ノ市小学校より南東へ約2.7 k mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてクリを栽培予定で

	<p>す。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、耕運機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約35a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ4ページ 農地法第5条許可申請 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
6番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターの北西約500mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態で、一部に農業用倉庫が建てられていました。転用者の状況です。本申請は、事務所、駐車場及び資材置場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、野津原市民センターからおおむね500m以内の区域にある農地であるため、第2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
6番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報</p>

	<p>告です。申請地は、大分市立野津原中学校の西約2.6 kmに位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、一般住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ5ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
9番齊木委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南市民センターの南東約850mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、農家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ6ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校の東約1.7kmに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、自治会が避難所用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、7ページ 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。</p> <p>1番 基盤強化法での所有権移転について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南東へ約900mの距離に位置した農地であり、現地はイチジクが栽培されていました。所有権移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地ではイチジク</p>

	<p>ク、キウイを栽培予定です。農地具は、トラクター、管理機、運搬車を各1台所有しています。所有権移転後の経営面積は約44a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ8ページ 利用権設定 1番について植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立新生支援学校より北東へ約500mの距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地では水稻を栽培予定です。農機具は田植機を1台、トラクター、コンバインを各2台、草刈機を3台所有しています。利用権設定後の経営面積は約10a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、次の9ページ 1番は第1号議案に関連して報告をいただいていますので、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、10ページ 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議を行います。説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、廻栖地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培する農業者で、契約成立後の経営面積は約85a となります。</p> <p>次に2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、新町地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、飼料用作物を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約930a となります。</p> <p>次は11ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は堪水地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、飼料用作物を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約49a となります。</p> <p>次は12ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先はゴボウ、ホウレンソウ、ダイコンを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積</p>

	<p>は約426a となります。</p> <p>次に13ページ 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、尾津留地区・楠木生地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は露地野菜を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約848a となります。</p> <p>続いて14ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は川床地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にイチゴ、ピーマン、露地野菜を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約338a となります。</p> <p>次に15ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、延命寺地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は米や麦、ニンニクを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約1,908a となります。</p> <p>各地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第3号議案について採決します。
	第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)

議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。</p> <p>次に、16ページ 第4号議案 非農地証明願 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>16ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は2003年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立野津原中学校より南西へ約1.2 kmに位置した農地であり、現地は山林化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ2番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1998年頃から宅地として利用されているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立植田小学校より南西へ約1.4 kmの距離に治した農地であり、現地は宅地として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ3番について、事務局より報告してください。</p>

事務局	<p>3番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1998年頃から宅地として利用されているとのこと。現地調査報告です。申請地は、大分市立植田小学校より南西へ約1.4 kmに位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ17ページ 4番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>17ページ 4番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容の1筆は1975年頃から宅地として利用されており、1筆は1975年頃から耕作放棄により原野化しているとのとのこと。現地調査報告です。申請地は、大分市立野津原中学校より西へ約900mに位置した農地であり、現地は宅地及び原野と化していた。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ18ページ 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>次は18ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1987年頃から耕作放棄により原野化をしているとのこ</p>

	<p>とです。現地調査報告です。申請地は、大分市立判田中学校より北西へ約600mに位置した農地であり、現地は原野化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ19ページ 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>19ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は2012年頃より耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地の1筆は大分市立こうざき小学校より北西へ約1.1 kmに、1筆は JR 幸崎より北西へ約730mに位置した農地であり、現地は山林化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ2番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1993年頃より宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立こうざき小学校より南東へ約750mに位置した農地であり、現地は宅地の一部となっていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見で</p>

	した。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
5番得丸委員	所有者が福岡の人になっていますが、この方が住んでいるのですか。
事務局	現在は空き家となっています。
議長	他になければ3番について、事務局より報告してください。
事務局	3番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は河川改修工事により1972年頃から隣接地の法面になっているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立小佐井小学校より南東へ約500mに位置した農地であり、現地は隣接する農地以外の土地の法面となっており、農地として復元しても継続して利用することが困難であると見込まれます。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ20ページ 1番について、事務局より報告してください。
事務局	20ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は農業用施設及び、2002年頃より宅地として利用されているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立森岡小学校より南東へ約1kmに位置した農地であり、現地は宅地及び農業用施設として利用されていました。

	<p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ2番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は2002年頃より宅地として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、大分市立森岡小学校より南東へ約1 kmに位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は非農地決定します。</p> <p>次の、21ページからの第5号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。</p>

事務局	<p>21ページ、22ページです。農地法第3条の3届出についてで、相続により所有権移転をしたという届出が、合計で3件出ています。</p> <p>次に23ページから25ページです。農地法第4条第1項第8号届出で、市街化区域内農地において所有者本人が転用するという届出が、合計で7件出ています。</p> <p>次に26ページから30ページです。農地法第5条第1項第7号届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で56件出ています。</p> <p>31ページです。農地法第18条第6項通知で双方合意による解約の届出が1件出ています。</p> <p>最後は32ページです。農地について条件付権利の仮登記についてで、農地法第5条許可を条件として仮登記が設定されたと法務局より情報がありました。現地は保全管理の状態です。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、その他協議事項について事務局よりお願いします。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。その他で、何かありませんか。</p>
事務局	<p>8月20日 ホルトホールで大分県就農就業応援フェアが開かれますが、農業委員の方に各地区の代表として、参加していただくことになっています。コロナの関係で受付を設けていますので、名前と住所を記入して入場してください。またその際には「農業委員」と記入をお願いします。</p>

議長	事務局から説明がありましたが、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	その他、何かありませんか。
事務局	全国農業会議より、「農業委員会だより全国コンクール」の募集がきております。「農業委員会だより」は農業委員会活動の情報発信ツールということで、全国の殆どの委員会で発行しています。大分市農業委員会も編集委員や皆さんの協力を得まして、1月1日号、8月1日号を発行しており、今回の全国コンクールに応募したいと考えています。まず大分県農業会議に応募し、そこから大分県内の他市も含めた中から大分県農業会議が選考し、大分県代表として全国にあげていく流れとなっていますので、ご報告します。
議長	その他 何かありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、これで第17回定例総会を閉会します。